

令和4年度介護保険サービス事業者集団指導

総合事業の通所型サービスについて

高齢社会対策課介護予防係

1 利用者について

第一号通所事業の対象となる利用者

- ・事業対象者（健康長寿チェックシートで対象となった者）
- ・要支援 1
- ・要支援 2

2 請求コードについて

A 7 コードを使用

練馬区では被爆者手帳および東日本大震災免除証明書の提示があった方に限って A 6 コードを使用

事前に A 6 コード使用について東京都に連絡する必要があります。
該当がある場合は、担当の地域包括支援センターに連絡してください。また、事業所の変更についても連絡が必要です。

3 通所型サービスの内容について

基準	旧介護予防通所および多様なサービス
種別	国基準相当/区が指定する通所介護事業所(A7)
対象者	事業対象者、要支援1・2
介護報酬	月額包括報酬
運営	提供時間は1.5時間以上 本人の希望により送迎しないことができる

4 利用回数について

区が指定した通所介護事業所	
事業対象者	週 1 回程度もしくは週 2 回程度
要支援認定者	




- ✓ 介護予防・生活支援サービス計画等において、**必要とされた週あたりの回数(程度)**の通所型サービスを提供する。
- ✓ 要支援 1 であっても、介護予防・生活支援サービス計画等において 1 週に 2 回程度の通所型サービスが必要とされた者には、週 2 回程度のサービス提供を行う。
- ✓ 要支援 2 であっても、介護予防・生活支援サービス計画等において 1 週に 1 回程度の通所型サービスが必要とされた者には、週 1 回程度のサービス提供を行う。
- ✓ 利用者都合等で提供日を振り替えた場合、特例的に、暦上の 1 週に介護予防・生活支援サービス計画等を上回る回数を提供することを妨げるものではないが、振り替えて提供することの必要性は精査すること。

5 回数コードによる請求について

介護予防・生活支援サービス事業は **月額報酬**が基本。**回数コード**で算定できる場合は、以下の事由に**限られます**。

1. 回数コード適用の事由

(臨)：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で行う臨時的取扱い

月	月	月	事由
 月をまたぐ事由発生期間 【回数コード】	 【回数コード】	【月額コード】	新型コロナウイルス感染症の発生による事業者の休業(臨) 新型コロナウイルス感染予防のため事業者の休業および利用者の自主的な休み(臨) 新型コロナウイルス感染予防のため、通所を訪問で対応(臨) 新型コロナウイルス感染予防のため、訪問・通所を電話で安否確認(臨) 事業所指定効力停止 ショートステイの利用
【月額コード】	 月をまたがない事由発生期間 【回数コード】	【月額コード】	
【月額コード】	事由発生 【回数コード】	【月額コード】	区分変更(要支援1 要支援2、事業対象者 要支援、要介護 要支援) サービス提供事業所の変更(同一サービス種類のみ) 急な状態変化(悪化により身体介護が必要)によるケアプランの変更
	事由発生 【回数コード】	【月額コード】	利用者との契約開始(1日付契約は月額コード) 施設やグループホーム等の退所 公費適用の開始(生活保護など) 生活保護単独から生活保護併用への変更(65歳になって被保険者証取得)
【月額コード】	事由開始 【回数コード】		利用者との契約解除 施設やグループホーム等への入所

詳細は区ホームページ掲載の令和元年11月6日付「練馬区介護予防・生活支援サービスの月途中の事由によるサービスコード(回数)の適用」を参照

5 回数コードによる請求について

2 . 回数コードの回数制限

サービス	サービス内容	制限回数	新型コロナ臨時的取り扱い	
訪問型サービス	週 1 回程度	4 回まで	5 回以上	月額包括報酬 で算定
訪問型サービス	週 2 回程度	8 回まで	9 回以上	
訪問型サービス	週 2 回を超える程度	1 2 回まで	1 3 回以上	
通所型サービス (回数)	週 1 回程度	4 回まで	5 回以上	
通所型サービス (回数)	週 2 回程度	8 回まで	9 回以上	

制限回数を超えて算定すると、月額包括報酬を上回るため、制限回数を超えて算定することはできません。ただし、新型コロナ臨時的取扱いについては制限回数を超えた場合のみ月額包括報酬を算定できます。

回数コードがないものは、月額コードを使用します。

例) 運動器機能向上加算、口腔機能向上加算

令和3年4月改定について

- 口腔・栄養スクリーニング加算、栄養アセスメント加算、科学的介護推進体制加算新設
- 新型コロナウイルス感染症への対応、令和3年9月まで特例的な評価をする加算を算定。
(ホームページ掲載の「練馬区介護予防・生活支援サービス事業(指定事業者によるサービス)令和3年4月改定内容」参照)

次回の報酬改定は、令和6年4月の予定です。

6 人員基準、設備基準について

区が指定する通所介護事業者が提供するサービス		
	国相当基準	区独自基準（緩和された基準）
内容	体操（生活機能向上）、レクリエーション、入浴、食事など	
送迎	送迎を行うことを基本	送迎を行うことを基本としているが、本人の希望により送迎しないことがあります
提供時間	平均 3 時間以上 9 時間未満	1.5 時間以上
人員基準 (機能訓練室の面積が69m ² の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員が23人（1人3m²） 管理者 専従 1人（兼務可） 生活相談員 専従 1人 看護職員 専従 1人 機能訓練指導員 1人 介護職員 専従 3人 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員30人（1人2.3m²） 管理者 専従 1人（兼務可） 介護職員 専従 3人



通所介護と一体的に実施する場合の指定基準です。枠内の基準を満たして申請します。



通所型サービスのみの指定基準で行う場合に枠内の基準でサービスの提供が可能です。

7 計画作成について

加算の算定がある場合

- 個別サービス計画の作成を要する。

練馬区版介護予防サービス・支援計画書④

通所で行う具体的な個別サービス計画		
<input type="checkbox"/> 入浴	<input type="checkbox"/> 食事	<input type="checkbox"/> 日常生活上の世話
<input type="checkbox"/> 趣味活動	<input type="checkbox"/> 外出行事	<input type="checkbox"/> 体操
<input checked="" type="checkbox"/> 筋力向上訓練	<input type="checkbox"/> 杖なしで歩く	<input type="checkbox"/> 立位で作業できる
<input type="checkbox"/> 自己通所	<input type="checkbox"/> 交通機関を利用して出かけられる	<input type="checkbox"/> 栄養状態の改善
<input type="checkbox"/> 口腔機能向上	<input type="checkbox"/> 家事ができる	<input type="checkbox"/> 会食(交流等が主目的)
<input checked="" type="checkbox"/> 機能訓練(短期集中)	<input type="checkbox"/> 栄養改善(短期集中)	<input type="checkbox"/> 口腔機能向上(短期集中)
<input type="checkbox"/> 運動・栄養・口腔(短期集中)	<input type="checkbox"/> その他	

* 加算の算定がある場合には備考欄に記載

【個別サービス計画の作成にあたって】

- ✓ 利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、通所型サービスの目標、目標を達成するための具体的な内容、提供を行う期間等を記載した計画を作成してください。
- ✓ ケアプランの内容に沿った通所型サービス計画を作成してください。

7 計画作成について

通所サービス計画の短期目標の記載例

目標設定期間が終了する時に、サービス利用による目標の達成状況を評価できるよう、**具体的に記載**してください。

【身体機能・身体構造の目標例】

- 寝返り、起き上がりができるようになる
- 痛みがなく生活を送ることができるようになる

【活動の目標例】

- 着替えが自分でできるようになる
- 自助具を使用して食事が自分で食べられるようになる
- 自宅で入浴ができるようになる

【参加の目標例】

- 近隣のスーパーまで買い物に行けるようになる
- 家庭内の役割として掃除、洗濯ができるようになる
- 趣味である囲碁教室に行けるようになる

8 加算について

- 生活機能向上グループ活動加算
- 運動器機能向上加算
- 若年性認知症利用者受入加算
- 栄養アセスメント加算
- 栄養改善加算
- 口腔機能向上加算
- 選択的サービス複数実施加算
- 事業所評価加算
- サービス提供体制強化加算
- 生活機能向上連携加算
- 口腔・栄養スクリーニング加算
- 科学的介護推進体制加算
- 介護職員処遇改善加算
- 介護職員等特定処遇改善加算
- 介護職員等ベースアップ等支援加算
- 軽度化加算 ・ 自立化加算

9 加算の算定要件について

生活機能向上グループ活動加算 100単位

基準に適合しているものとして、練馬区長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

✓【適合基準】

✓通所型サービス計画の作成および実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

✓利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

✓生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画を作成していること。

✓同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算または選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

✓国が示す実施上の留意事項に則って実施すること。

9 加算の算定要件について

運動器機能向上加算 225単位

- 基準に適合しているものとして、練馬区長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

【適合基準】

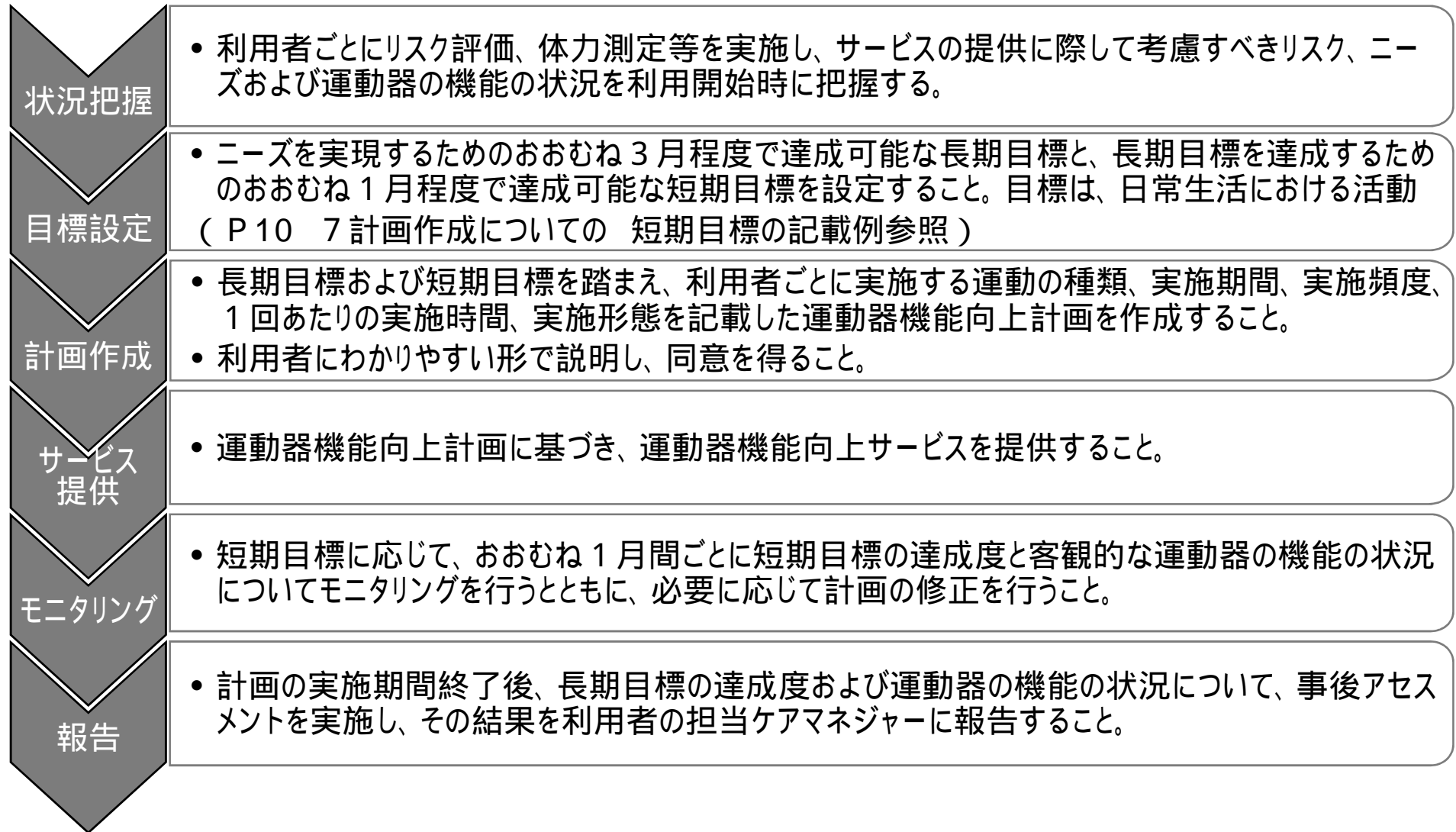
- ✓ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する**理学療法士等を1名以上配置**していること。
- ✓ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が**共同して、運動器機能向上計画を作成**していること。
- ✓ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の**運動器の機能を定期的に記録**していること。
- ✓ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を**定期的に評価**していること。
- ✓ 国が示す実施上の留意事項に則って実施すること。

運動器機能向上計画作成時の目標設定は、日常生活に伴う活動内容で作成すること。

(P 10 7 計画作成についての短期目標の記載例を参照)

9 加算の算定要件について

運動器機能向上加算 225単位



9 加算の算定要件について

若年性利用者受け入れ加算 240単位

基準に適合しているものとして、練馬区長に届け出て、若年性の認知症のご利用者を受け入れ、通所型サービスを提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

【適合基準】

- ✓個別に担当スタッフを定めていること。
- ✓担当スタッフを中心にご利用者の**特性やニーズに応じたサービスを行っていること。**
- ✓加算の対象は、初老期における認知症により要支援の認定を受けた第2号被保険者であることから、認定（更新を含む）を受けた際の主治医意見書等による確認が必要。

9 加算の算定要件について

栄養アセスメント加算 50単位

基準に適合しているものとして、練馬区長に届け出て、栄養状況が低下している利用者またはそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状況の向上を目的として、栄養アセスメントを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

【適合基準】

- ✓当該事業所の従事者または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ✓利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して**栄養アセスメントを実施**し、利用者または家族に対して**結果を説明し、相談等に必要に応じて対応**すること。
- ✓利用者ごとの栄養状態等の**情報を厚生労働省に提出**し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他**栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用**していること（LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用）
- ✓口腔・栄養スクリーニング加算（ ）および栄養改善加算との併算定は不可

9 加算の算定要件について

栄養改善加算 200単位

基準に適合しているものとして、練馬区長に届け出て、低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、栄養改善サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

【適合基準】

- ✓当該事業所の従事者または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ✓利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能および食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること
- ✓利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ✓必要に応じ居宅を訪問すること。

9 加算の算定要件について

口腔機能向上加算（ ） 150単位

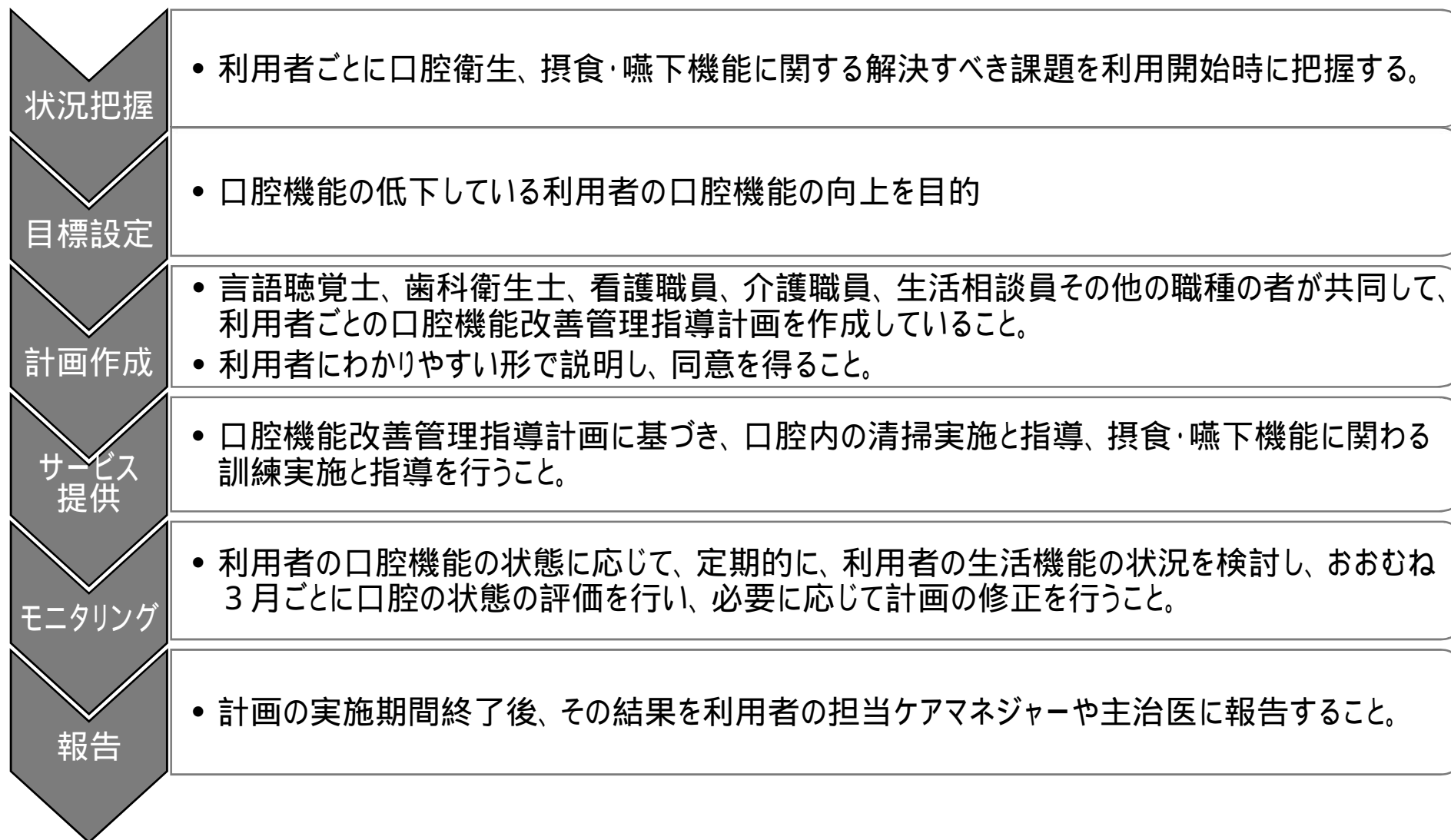
基準に適合しているものとして、練馬区長に届け出て、口腔機能が低下している利用者またはそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、**個別的に実施される口腔清掃の指導**もしくは**実施または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導**もしくは**実施**であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

【適合基準】

- ✓ 言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員を1名以上配置していること。
- ✓ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- ✓ 利用者ごとの**口腔機能改善管理指導計画**に従い言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、**利用者の口腔機能を定期的に記録**していること。
- ✓ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を**定期的に評価**していること。
- ✓ 定員超過利用・人員基準欠如に該当する事業所ではないこと。

9 加算の算定要件について

口腔機能向上加算



9 加算の算定要件について

口腔機能向上加算（ ） 160単位

基準に適合しているものとして、練馬区長に届け出て、口腔機能が低下している利用者またはそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、口腔機能向上サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

（ 原則3月以内、月2回を限度 ）

【適合基準】

✓口腔機能向上加算（ ）の取組に加え、**口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。**

9 加算の算定要件について

選択的サービス複数実施加算（ ） 480単位

基準に適合しているものとして、練馬区長に届け出て、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

【適合基準】

- ✓ 選択的サービスのうち2種類以上のサービスを実施していること。
- ✓ 利用者が通所型サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、**選択的サービスを行っていること。**
- ✓ 利用者に対し、選択的サービスのうち**いずれかのサービスを1月につき2回以上**行っていること。
- ✓ 運動器機能向上加算、栄養改善加算または口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。
- ✓ 選択的サービス複数実施加算、のいずれかを算定している場合においては、同月中に、もう一方の加算は算定しない。

9 加算の算定要件について

選択的サービス複数実施加算（ ） 700単位

基準に適合しているものとして、練馬区長に届け出て、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

【適合基準】

- ✓利用者に対し、選択的サービスのうち**3種類のサービスを実施**していること。
- ✓利用者が**通所型サービスの提供を受けた日**において、当該利用者に対し、**選択的サービスを行っている**こと。
- ✓利用者に対し、選択的サービスのうち**いずれかのサービスを1月につき2回以上**行っていること。
- ✓運動器機能向上加算、栄養改善加算または口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。
- ✓選択的サービス複数実施加算、**のいずれかを算定している場合**においては、同月中に、もう一方の加算は算定しない。

9 加算の算定要件について

事業所評価加算 120単位

基準に適合しているものとして、練馬区長に届け出て、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）の満了日の属する年度のつぎの年度内に限り1月につき所定単位数に加算する。

前々年の11月～前年10月の利用分が該当する等、対象期間に注意が必要

【適合基準】

- ✓練馬区長に届け出て選択的サービスを行っていること。
- ✓評価対象期間における通所型サービス事業所の利用実人員数が10名以上であること。
- ✓評価対象期間における当該通所型サービス事業所の提供する選択的サービスの利用実人員数を通所型サービス事業所の利用実人員数で除して得た数が0.6以上であること。
- ✓評価基準値が0.7以上。（要支援度の維持者数 + 改善者数 × 2 ÷ 評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数）

9 加算の算定要件について

サービス提供体制強化加算

基準に適合しているものとして、練馬区長に届け出た通所型サービス事業所が利用者に対し通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて1月につき所定単位数を加算する。

	()	()	()
要支援1および事業対象者	88単位	72単位	24単位
要支援2および事業対象者	176単位	144単位	48単位
適合基準	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかに該当すること 介護福祉士70%以上 勤続10年以上の介護福祉士25%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 以下に該当すること 介護福祉士50%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかに該当すること 介護福祉士40%以上 勤続7年以上の者が30%以上

9 加算の算定要件について

生活機能向上連携加算（ ） 100単位

基準に適合しているものとして練馬区長に届け出た通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の急性増悪等により運動器機能向上計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき所定単位数を加算する。

【適合基準】

(1)訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けられる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした運動器機能向上計画を作成すること。

(2)理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場またはICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。

(3)(1)の評価に基づき、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者またはその家族に対し、運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

(4)生活機能向上連携加算、 のいずれかを算定している場合においては、同月中に、もう一方の加算は算定しない。

9 加算の算定要件について

生活機能向上連携加算 () 1 200単位

生活機能向上連携加算 () 2 100単位

基準に適合しているものとして練馬区長に届け出た通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。

【適合基準】

- (1) 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合または、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が通所型サービス事業所に訪問して実施する場合に算定。
- (2) 運動器機能向上計画は、3か月に1回以上必要に応じて見直しを行うこと。
- (3) (1)の評価に基づき、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者またはその家族に対し、機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況を説明し、必要に応じて訓練内容の見直しをおこなって
- (4) 運動器機能向上加算算定の場合、生活機能向上連携加算 () 2を算定。
- (5) 生活機能向上連携加算 1、2のいずれかを算定している場合においては、同月中に、もう一方の加算は算定しない。

9 加算の算定要件について

口腔・栄養スクリーニング加算（ ） 20 単位

基準に適合する通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態・栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態・栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。

【適合基準】

- ✓ 以下の **および** に適合すること。
- ✓ 当該事業所の従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康について確認を行い、当該**利用者の口腔の健康状態に関する情報を担当の介護支援専門員に提供していること。**
- ✓ 当該事業所の従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該**利用者の栄養状態に関する情報を担当の介護支援専門員に提供していること。**
- ✓ 上の **、** は**一体的に実施すべきこと。**
- ✓ **6月に1回を限度とする。**
- ✓ 当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間および当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

9 加算の算定要件について

口腔・栄養スクリーニング加算（ ） 5単位

練馬区長が定める基準に適合する通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態・栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態・栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。

【適合基準】

- ✓以下の **または** に適合すること。
- ✓ 当該事業所の従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康について確認を行い、**当該利用者の口腔の健康状態に関する情報を担当の介護支援専門員に提供していること。**
- ✓ 当該事業所の従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、**当該利用者の栄養状態に関する情報を担当の介護支援専門員に提供していること。**
- ✓併算定の関係で加算 **が**取得できない場合に限り算定可能。
- ✓6月に1回を**限度**とする。

9 加算の算定要件について

科学的介護推進体制加算 40単位

基準に適合しているものとして練馬区長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

【適合基準】

- (1)利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2)必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型サービスの提供にあたって、(1)に規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

LIFEのシステムへの情報提供は匿名のため、利用者の**同意の必要はない**。加算算定に係る同意を得られない利用者がいた場合であっても、当該利用者を含み**原則全員の情報を提供**していれば、**加算算定に係る同意を得られた利用者について加算算定**できる。

9 加算の算定要件について

科学的介護推進体制加算

原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。

事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、**質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。**

イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な**情報に基づき**、適切なサービスを提供するための**サービス計画を作成する(Plan)**。

ロ サービスの提供に当たっては、**サービス計画に基づいて**、利用者の**自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)**。

ハ L I F E への**提出情報およびフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行い情報を活用していること。(Check)**。

ニ **検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)**。

9 加算の算定要件について

介護職員処遇改善加算

介護職員特定処遇改善加算

・総合事業（訪問型サービスまたは通所型サービス）の指定を受けている事業所で「介護職員処遇改善加算（処遇改善加算）」および「介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）」を算定する場合は、練馬区への届出が必要です。
手続きについては、練馬区HPを参照ください。

算定要件等は以下の厚生労働省通知でご確認ください。

【厚生労働省 通知】介護保険最新情報vol.935

令和3年3月16日付老発0316第4号 厚生労働省老健局長通知

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

9 加算の算定要件について

介護職員等ベースアップ等支援加算

令和4年10月～

総合事業（訪問型サービスまたは通所型サービス）の指定を受けている事業所で「介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定する場合は、練馬区への届出が必要です。手続きについては、練馬区HPをご参照ください。

算定要件等は以下の厚生労働省通知でご確認ください。

【厚生労働省 通知】介護保険最新情報vol.1082

令和4年6月21日付老発0621第1号 厚生労働省老健局長通知

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

9 加算の算定要件について

軽度化加算（25単位×最大12か月）

6か月以上同じ事業者によるサービスを利用した結果、要支援2 要支援1に認定結果が軽度化した場合、加算単位に12か月分を上限として利用月数を乗じて加算する。

自立化加算（50単位×最大12か月）

6か月以上同じ事業者によるサービスを利用した結果、要支援2 非該当、要支援1 非該当または事業対象者 基準に該当しないとされた場合、加算単位に12か月分を限度に利用月数を乗じて加算する。

- ✓回数コードで算定した月は除く。
- ✓他の報酬の請求とは異なり、練馬区所定の届出書と請求書を、練馬区に提出。
- ✓手続きの詳細や届出書等は、練馬区HPに掲載。

9 その他の算定要件について

同一建物居住者等にサービス提供する場合の報酬（減算）

通所型サービス	3 7 6 単位減算
通所型サービス	7 5 2 単位減算

事業所と同一建物に居住する利用者、または事業所と同一建物から事業所に通う利用者に通所型サービスを行った場合